

地域ぐるみで 子どもたちを健やかに育てる 活動を応援します！



尾張旭市 **地域の教育力** 推進事業費補助金

家庭、学校、地域、企業等が相互に連携・協力し、地域ぐるみで未来を担う子どもたちを健やかに育てる活動に対して、補助金を支給します。

補助対象事業

子どもたちを健やかに育てるための

- ①体験活動事業
- ②健全育成事業
- ③研修事業
- ④子どものための地域安全活動
- ⑤その他市長が必要と認めた事業

対象事業の要件

- ①地域の誰もが参加できる事業
- ②広く地域に参加を呼び掛けて実施する事業
- ③尾張旭市内で行われる事業
- ④20人以上の参加者を予定できる事業
- ⑤団体が自ら企画・運営する事業



補助金額

補助対象経費の2分の1（上限4万円）

ただし賞品に係る経費は10分の1（全員に配布する参加賞等は不可）



活動の事例

農作物づくり、ものづくり、キャンプ、ニュースポーツ、昔あそび、自然観察、ボランティア体験、福祉活動体験、着衣水泳体験、コンサートの企画、保護者のための教育講演会、子どもを守るインターネット安全教室、など

補助対象団体

- ①規約それに類するものを持っていること
- ②成人5人以上で構成され、その2分の1が市内に在住していること
- ③市内に事務所又は事務所機能を有すること
- ④法令、条例などに違反する活動をしていないこと



対象とならない事業

- ①事業実施団体の会員及びその同居の家族のみを対象とした事業（ただし、自治会・町内会等及び小中学校PTAが行う事業を除く）
- ②国・地方公共団体等から補助金等の交付を受けている事業
- ③会員相互の親睦、交流を目的とした研修事業等
- ④暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が実施する事業
- ⑤その他子どもの体験活動、健全育成等にふさわしくない事業

注意！

- ◆申請は、先着順で受け付けます。
- ◆1団体につき各年度1件のみ申請できます。
- ◆同一内容の事業への補助金交付は、1団体につき2回までです。
- ◆審査・予算枠等もありますので、申請どおりに補助金が交付されるとは限りません。



問い合わせ先

尾張旭市教育委員会 生涯学習課 尾張旭市東大道町山の内2410-2（中央公民館内） 電話0561-76-8181
詳しくは、生涯学習課にお尋ねください。

補助対象経費

報償費	講演会や体験会等の講師謝礼 賞品（参加者全員への参加賞等は不可）
旅費	交通費など
需用費	消耗品費（文具、用紙代等） 材料費及び子どもが調理する食材費（1人当たり500円以内） 印刷製本費（ちらし、ポスター、資料等印刷代）など
役務費	郵便料 手数料 保険料（団体の活動に係る年間保険料は除く。）など
委託料	会場警備委託 駐車場整理委託など
使用料及び 賃借料	会場使用料 車両・機器等の賃借料
その他	上記以外の経費で事業の特性から市長が適当と認めるもの



補助対象とならない経費

- ①団体の事務所等を維持するための経費
- ②団体の経常的な活動に要する経費
- ③飲食に要する経費（子どもが調理する食材費を除く。）
- ④交際費及びこれに類するもの
- ⑤備品購入費及びこれに類するもの
（単価が1,000円以上で、事業終了後もそのまま使用可能なものは備品）
- ⑥団体の構成員に対する人件費
- ⑦会員相互の親睦、交流を目的とした研修会等の実施に要する経費
- ⑧その他補助対象としてふさわしくない経費

申請の方法



事業実施の60日（広報おわりあさひに事業実施の記事を掲載しない場合は、30日）前又は補助事業実施日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに、下記の書類を生涯学習課に提出してください。

- ①尾張旭市地域の教育力推進事業費補助金交付申請書
- ②尾張旭市地域の教育力推進事業費補助金事業計画書
- ③尾張旭市地域の教育力推進事業費補助金収支予算書
- ④団体の規約その他これに類するもの
- ⑤団体の役員名簿
- ⑥団体の収支予算書（事業収支予算書と同一の場合は不要）
- ⑦団体の活動内容が分かるパンフレット、ちらしなど



その他注意事項



- ①提出された申請書類等は返却しません。
- ②補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。
- ③申請書等を審査した後、補助金の交付決定額又は不交付決定を通知します。
- ④交付決定を受けた後に事業内容等を変更・中止しようとするときには、変更申請と承認が必要です。
- ⑤交付決定通知後に補助対象経費の増額変更はできません。減額変更は実績報告書で精算をもって行います。
（事業の実施経費が増えても、交付決定金額以上の補助金は支給されません。）
- ⑥事業終了後30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに、事業報告書等の提出が必要です。
- ⑦事業報告書には、領収書等の写し、参加者名簿、記録写真、実施内容が確認できる資料等の添付が必要です。
- ⑧補助金の前金払いはできません。事業報告書等を提出の後、審査により補助金の額を確定し支給します。
- ⑨偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき、補助金を補助対象事業又は補助対象経費以外に使用したときは、補助金の全部又は一部を返還していただきます。
- ⑩この補助金の交付を受けた団体の名称、補助対象事業の内容、補助金の額等は公表することがあります。
- ⑪子どもが調理する食材以外の食品（謝礼用菓子、接待用お茶など）は、補助対象になりません。

この補助金は、該当予算がなくなり次第、申請の受け付けを終了します。まずは、生涯学習課にお尋ねください。